

であろうと思われぬ。
地権をおこなうことのでき
れだけ内需拡大、日本の経済
に貢献した人ですよというア
ピールをしているのが、
新聞の記事だが、そのような
事業が実際に大阪の地であ
ないえたのは、
「文化」



いま、在日韓国・朝鮮人の法的地位をめぐる「一九一一年問題」が注目されている。「一九一一年問題」とは、単に協定三世の永住資格問題(注)だけではない。

現在、日本に定住する一世、二世に対して教育・就職・居住・社会保障など、さまざまな差別があり、「一九一一年問題」を機に在日韓国・朝鮮人の処遇の改善を訴え、居住権を認めよ、という運動が起きているのは当然のことであろう。逆にいえば、これらの問題が解決すれば、協定三世の永住資格は自動的に認められるのである。

法的地位に関する協定を含む日韓条約締結当時、韓国は戦乱の傷(まだ癒)えず、在日同胞問題など考えるゆとりはなかった。当時の政府幹部などは日本への帰化を勧める発言をしたほどである。

しかしながら一九八九年三月、ソウルで開かれた「在日同胞の現状と将来」と題するシンポジウムで、与野党の政治家たちは口をそろえて「法的地位協定」の不備・不当性を指摘し、自らの非力を反省した。

労働者の街があるからだ。
もし、釜がなければ、人手不足、賃金の急上昇などで、予定どおりには完成しなかつただろう。いや、花博の計画そのものが成り立たなかつたかも知れない。
計画を立て、実施するも

を中心にキリスト教などの宗教団体や婦人団体が在日同胞の居住権の確保と指紋捺捺(おろなつ)撤廃などを求めて五万人の署名運動を展開している。日本でも在日韓国青年会中央本部が八九年六月、国連の人権委員会に同様の趣旨の要望書を出したことをはじめ、在日韓

徐龍達

ソ・ヨンタル 一九三三年 韓国釜山生まれ。九歳のとき来日。神戸大大学院博士課程修了。桃山学院大講師を経て七一年から現職。在日韓国人学生の奨学金制度の充実や国立大の外国人教員任用法制に力をいれた。現在、国際在日韓国・朝鮮人研究会会長、韓国外務部諮問委員。編著書に「韓国・朝鮮人の現状と将来」(社会評論社など)。

探ろう「共生」への道

国籍や人種を超越して

国・朝鮮人の不安定な法的地位と社会的処遇の改善をめぐる訴えは世界に広がっているのである。それではいま在日韓国・朝鮮人はどのような処遇を望んでいるのか。

韓国・朝鮮人、台湾人らは日本に居住するにいたった歴史的背景から、一時的に入出国する一般外国人とは異なる「定住外国人」であり、したがって日本の地域社会の構成員として正式に認めべきだということである。私がいう「定住外国人」とは、戦前・戦中の日本の植民地

のもえらいかも知れぬが、
その現実のものにするため
に働く労働者の側のことも、
もっと評価してもらっていい
のではないかと。
左の記事は、このことによ
くにしている。日本社会に貢献
している定住外国人も、正当
な評価をしてほしいとわがわが

〈注〉一九六五年の日韓国定一世の七一年一月十七日以後、協定二世の子として生まれながら生活することができるようになるため、「法的地位協定」(六六年一月十七日発効)が結ばれ、永住資格の範囲が明記された。すなわち敗戦前からの日本居住者、または協定発効後五年以内に生まれた者(協

定一世)の七一年一月十七日以後、協定二世の子として生まれながら生活することができるようになるため、「法的地位協定」(六六年一月十七日発効)が結ばれ、永住資格の範囲が明記された。すなわち敗戦前からの日本居住者、または協定発効後五年以内に生まれた者(協

定一世)の七一年一月十七日以後、協定二世の子として生まれながら生活することができるようになるため、「法的地位協定」(六六年一月十七日発効)が結ばれ、永住資格の範囲が明記された。すなわち敗戦前からの日本居住者、または協定発効後五年以内に生まれた者(協

定一世)の七一年一月十七日以後、協定二世の子として生まれながら生活することができるようになるため、「法的地位協定」(六六年一月十七日発効)が結ばれ、永住資格の範囲が明記された。すなわち敗戦前からの日本居住者、または協定発効後五年以内に生まれた者(協

(桃山学院大教授・会計学)